

地区

とびくす

防除作業の省力化・

低コストを目指して

朝日無人ヘリ防除組合

組合長 渡部 一弘さん

設立から現在まで

朝日無人ヘリ防除組合は、平成14年を免許の取得や技術向上のための準備期間とし、平成15年に6名の組合員で結成されました。

結成初年度については、作業を外部委託とし、その補助作業を行いながら技術の習得、圃場条件の確認等を進めることで体制を整え、平成16、17年度に補助制度を利用して防除ヘリを2台導入、平成24年度には自己資金で1台購入し、現在は3台体制で稼働しています。

また、平成23年度からは、温海地域での稼働も始め、当初は38ha程の受託面積でありましたが、現在は575haの受託面積となり、朝日、温海両地域のほとんどの面積をカバーする状況となっています。

後継者の育成を通して

防除作業の省力化・低コストを目指してヘリ防除を行っています。朝日地域はほとんどが中山間部の地形であり、防除ヘリの平均的な稼働面積を作業するには、地形的な問題に加え、多くの障害物が支障となっている状況です。

現在は、ヘリ1台にオペ2名と、数名の補助員が従事する体制で行っていますが、作業は天候を読みながら、また、委託者の要望も取り入れながら、移動の関係などで朝3時半に集合する日もあり、早朝から夕方までの作業が約1か

月続きます。

近年、30代の若い組合員が4名加入し、資格も取得して、日々技術の向上に努めてきました。今では主力として活躍し、たのしい後継者として期待をしています。

今後も若い組合員には、「夢と楽しみ」を持って作業に取り組み、地域農業を守りながら、もっと大きく成長してほしいと願っています。



老後の備えは農業者年金で安心!

～ 3つの要件に該当すれば、どなたでも加入できます ～

国民年金
第1号
被保険者

年間
60日以上
農業に従事

60歳未満



★少子高齢化時代に強い年金です

- ・自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式の確定拠出年金です。加入者や受給者の数に左右されません。

★80歳まで保証付きの終身年金です

- ・年金は生涯受給できます。仮に80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずだった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額がご遺族に死亡一時金として支給されます。

★公的年金ならではの税制上のメリットがあります

- ・支払った保険料は全額（最高80万4千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税になります。

★通常加入なら、保険料の額は自由に選べます

- ・月額2万円から6万7千円まで千円単位で選択できます。また、生活設計にあわせて、いつでも変更できます。

★政策支援加入なら、保険料の国庫補助があります

- ・一定の要件を満たした意欲ある担い手は、保険料の2割、3割、5割の補助が受けられます。また、補助を受ける場合の保険料は月額2万円に固定されます。

◆詳細については、農業委員会事務局・各分室またはJAまでお願いします。

農業者年金 合同研修会 を開催

加入の推進に向け
知識を深める

平成27年度の農業者年金業務担当職員と農業委員との合同研修会が2月3日、藤島庁舎を会場に行われました。



遠藤 吉夫 氏

研修の内容は、ファイナシヤルプランナーの遠藤吉夫氏より「外部からみた新農業者年金の評価」について講演して頂きました。

農業者年金は、「公的年金の中では最も優れた、とても有利な年金であり、長期投資商品である」こと、「積立て方式の年金で、支

払い保険料については国庫補助も受けられ、全額所得控除と節税効果もある終身年金」との説明がありました。

また、山形県農業会議年金相談員の井上清治氏からは「農業法人と農業者年金について」と題して、法人の構成員、雇用の年金加入について、法人構成員が経営移譲する場合、農業法人へ経営移譲する場合等の仕組みを学びました。



～農地に関するQ&A～

Q 農地法の許可を受けずに農地を売買した場合、どうなるのでしょうか。

A 農地を売買（賃貸借についても同様）するときには、耕作目的である場合には農地法第3条、農地以外に転用しようとする場合には農地法第5条による農業委員会等の許可を受けることが必要です。この許可を受けずに売買契約をし、代金を支払い、農地の引き渡しを受けたとしても、法律上はその所有権の移転は効力を生じないので、依然として所有権は売主にあることとなります。また、土地の売買をしたときは、通常、所有権の移転登記をしますが、その申請書には農地法の許可があったことを証する情報を添付して提出しなければなりませんので、この許可等がないと登記もできない（申請しても却下される）こととなります。さらに、農地法の許可を受けずに農地の売買等をした場合には、農地法違反として、3年以下の懲役または300万円以下（転用売買等違反・法人1億円以下）の罰金が課される場合があります。

農業新時代と言われる今、自分たちがどのように動けば次世代の担い手に糧となるものを残せるのか……
まだまだ勉強不足で、具体的なビジョンも描けないでいます。
しかし、出来る限り色々な取組にチャレンジすることで、2016年があつたからこそ今の自分がある、と将来的に言えるような年にしていくたらと考えています。
「自然とともに生きる」農業という仕事の素晴らしさを、もっともっと多くの人に知ってほしいと願う今日です。
(伊藤 由紀子)



全国農業新聞を 購読しませんか

暮らしと経営に役立つ農業情報
を週一回お届けします。

購読料 1ヶ月700円(税込)

◎購読のお申し込みは
農業委員会事務局又は各分室まで